

東京都公報

発行 東京都

目次

規則

○農地法施行細則の一部を改正する規則……………（産業労働局農林水産部農業振興課）
告 示（公）

○指定講習機関の特定講習の休止……………

規則

農地法施行細則の一部を改正する規則を公布する。

令和四年三月二十八日

東京都知事 小池 百合子

●東京都規則第二十六号

農地法施行細則の一部を改正する規則

農地法施行細則（昭和二十八年東京都規則第九十八号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「第二十条第一項」を「第二十二条第一項」に改め、同条第二項中

「第二十条第二項の規定において準用する政令第七條第二項」を「第二十二条第二項」

に改める。

別記第一号様式中「下記によって」を「下記のとおり」に、「規定によって」を「規

定により」に、「関係者」を「申請者」に改める。

別記第二号様式1面を次のように改める。

第2号様式（第1条、第2条関係）

農地法第4条第1項（第5条第1項）の規定による許可申請書に係る意見書

年月日 農業委員会

申請者の住所等	譲受人	住所	氏名
所在地	住居	市町村	外 名
申請に係る土地	地目別面積	㎡	外 名
申請に係る土地の10㎡当たり平均収獲高	㎡	採草放牧地	㎡
申請に係る土地の用途（住宅用地・工業用地等）及び令5条第1項第2号の用途（工業用地等）	㎡	採草放牧地	㎡
事業計画	工事業計画	市街化調整区域	その他の区域
農地の区分	農地	採草放牧地	その他
許可基礎を定める農地の区分の該当事項	農地	採草放牧地	その他
該当事項として明瞭な理由を記載する（例：農地法第4条第1項第2号の要件及び周辺の市街化の状況を記載すること）	農地	採草放牧地	その他
農地法第4条第1項第2号の要件及び周辺の市街化の状況を記載すること	農地	採草放牧地	その他
農地法第4条第1項第2号の要件及び周辺の市街化の状況を記載すること	農地	採草放牧地	その他

農地の区分と転用目的	農地法第4条第1項第2号の要件及び周辺の市街化の状況を記載すること	農地法第4条第1項第2号の要件及び周辺の市街化の状況を記載すること	農地法第4条第1項第2号の要件及び周辺の市街化の状況を記載すること	農地法第4条第1項第2号の要件及び周辺の市街化の状況を記載すること
1 農地の区分と転用目的	2 農地又は第2種農地である場合において、その農地を申請するときに、その理由	3 農地法第4条第1項第2号の要件及び周辺の市街化の状況を記載すること	4 農地法第4条第1項第2号の要件及び周辺の市街化の状況を記載すること	5 農地法第4条第1項第2号の要件及び周辺の市街化の状況を記載すること
1 農地の区分と転用目的	2 農地又は第2種農地である場合において、その農地を申請するときに、その理由	3 農地法第4条第1項第2号の要件及び周辺の市街化の状況を記載すること	4 農地法第4条第1項第2号の要件及び周辺の市街化の状況を記載すること	5 農地法第4条第1項第2号の要件及び周辺の市街化の状況を記載すること
1 農地の区分と転用目的	2 農地又は第2種農地である場合において、その農地を申請するときに、その理由	3 農地法第4条第1項第2号の要件及び周辺の市街化の状況を記載すること	4 農地法第4条第1項第2号の要件及び周辺の市街化の状況を記載すること	5 農地法第4条第1項第2号の要件及び周辺の市街化の状況を記載すること
1 農地の区分と転用目的	2 農地又は第2種農地である場合において、その農地を申請するときに、その理由	3 農地法第4条第1項第2号の要件及び周辺の市街化の状況を記載すること	4 農地法第4条第1項第2号の要件及び周辺の市街化の状況を記載すること	5 農地法第4条第1項第2号の要件及び周辺の市街化の状況を記載すること

農地法第4条第1項（第5条第1項）の規定による許可申請書に係る意見書	農地法第4条第1項（第5条第1項）の規定による許可申請書に係る意見書	農地法第4条第1項（第5条第1項）の規定による許可申請書に係る意見書	農地法第4条第1項（第5条第1項）の規定による許可申請書に係る意見書	農地法第4条第1項（第5条第1項）の規定による許可申請書に係る意見書
農地法第4条第1項（第5条第1項）の規定による許可申請書に係る意見書	農地法第4条第1項（第5条第1項）の規定による許可申請書に係る意見書	農地法第4条第1項（第5条第1項）の規定による許可申請書に係る意見書	農地法第4条第1項（第5条第1項）の規定による許可申請書に係る意見書	農地法第4条第1項（第5条第1項）の規定による許可申請書に係る意見書
農地法第4条第1項（第5条第1項）の規定による許可申請書に係る意見書	農地法第4条第1項（第5条第1項）の規定による許可申請書に係る意見書	農地法第4条第1項（第5条第1項）の規定による許可申請書に係る意見書	農地法第4条第1項（第5条第1項）の規定による許可申請書に係る意見書	農地法第4条第1項（第5条第1項）の規定による許可申請書に係る意見書
農地法第4条第1項（第5条第1項）の規定による許可申請書に係る意見書	農地法第4条第1項（第5条第1項）の規定による許可申請書に係る意見書	農地法第4条第1項（第5条第1項）の規定による許可申請書に係る意見書	農地法第4条第1項（第5条第1項）の規定による許可申請書に係る意見書	農地法第4条第1項（第5条第1項）の規定による許可申請書に係る意見書
農地法第4条第1項（第5条第1項）の規定による許可申請書に係る意見書	農地法第4条第1項（第5条第1項）の規定による許可申請書に係る意見書	農地法第4条第1項（第5条第1項）の規定による許可申請書に係る意見書	農地法第4条第1項（第5条第1項）の規定による許可申請書に係る意見書	農地法第4条第1項（第5条第1項）の規定による許可申請書に係る意見書

別記第二号様式²面²中「11」を「12」に改め、同様式²面²に次のように加える。

6 「東京都農業委員会ネットワーク機構への意見聴取の有無」欄の「有・無」欄には、当該事案に関して東京都農業委員会ネットワーク機構への意見聴取の有無について、該当するものに○印を付する。また、「意見の概要」欄には、東京都農業委員会ネットワーク機構への意見聴取を行った場合の東京都農業委員会ネットワーク機構の意見の概要を記載する。

別記第三号様式²面²中「下記によって」や「下記のとおり」は「規定によって」や

「規定により」に改め、同様式²面²中「法人」や「当事者が法人」に改め、

別記第四号様式²面²中

(3) 世帯員（構成員）の状況

世帯員 （構成員） （15歳以上） の 氏名	性別	年齢	世帯員（構成員）就業等の状況（○印を付す）				備考
			農業 従事者	農業以外の 業務を兼ね るもの	農業外 の職業 従事者	農地法第 2条第2 項該当者	
賃貸人							年歴（常雇） 男 人、女 人 臨時雇 男 人、女 人 15歳未満の 世帯員 （構成員） 男 人、女 人
賃借人							

を

(3) 世帯員（構成員）の状況

世帯員 （構成員） （15歳以上） の 氏名	年齢	世帯員（構成員）就業等の 状況（○印を付す）			備考
		農業 従事者	農業以外の 業務を兼ね るもの	農業外 の職業 従事者	
賃貸人					
賃借人					

を

別記第五号様式²面²中「農業生産法人」や「農地所有適格法人」に改め、同様式²面²中

「東京都農業会議」や「東京都農業委員会ネットワーク機構」は「農業生産法人」や「農地所有適格法人」に改め、

を

- この規則が公布の日から施行する。
- この規則の施行の途、この規則による改正前の農地法施行細則による用紙は、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することが出来る。

告 白（公）

●東京都公安委員会告示第113号

指定講習機関に関する規則（平成2年国家公安委員会規則第1号）第14条第1項の規定により、次の指定講習機関から特定講習の休止の許可の申請があり、これを許可したので、同条第2項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和4年3月28日

東京都公安委員会

委員長 山口 徹
記

指定講習機関の名称、 住所及び代表者氏名	休止する特定 講習の種類別	休止する期間
日の丸自動車学校 目黒区三田一丁目6 番27号 代表取締役 富田 和佳	普通自動車、 大型自動二輪 車、普通自動 二輪車及び原 動機付自転車 免許に係る初 心運転者講習	令和4年4月1日 から令和5年3月 31日までの間

発行
 東京都
 東京都新宿区西新宿二丁目八番一
 号
 電話 〇三(五三二)一一一一(代)

郵便番号
 163-8001

定価
 本号
 一箇月 六、六〇〇円
 (郵送料を含む。)

印刷所
 勝美印刷株式会社
 東京都文京区白山一丁目十三番七号
 電話 〇三(三八二)五二〇一(代)

郵便番号
 113-0001

